令和８年

第４回市議会定例会　報告第４号

令和７(2025)年度函館市自転車競走事業特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について

令和７(2025)年度函館市自転車競走事業特別会計歳入歳出決算不認定を踏まえ，必要な措置を講じたので，地方自治法（昭和２２年法律第67号）第２３３条第７項の規定に基づき報告する。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

１　決算の不認定の経緯

令和８年第３回市議会定例会において，決算第４号「令和７(2025)年度函館市自転車競走事業特別会計決算」を監査委員の意見を付けて提出し，議会の認定を求めたところ，車券発売代金の公金亡失事案に係る執行の適正性について，管理体制に問題があるとして賛成少数で否決（不認定）された。

２　不認定となった日

令和８年９月１１日

３　講じた措置の内容

自転車競走事業特別会計における不適正な内部統制および事務執行に対する再発防止策として，次の措置を講じた。

(1) 管理体制の見直しと再発防止策

売上金等を管理する通帳と銀行印の保管・運用方法の厳格化および手続きごとに管理職による口座取引の直接照合を即時実施したほか，月末に複数の別職員により口座取引の全件突合を行っている。

また，これまで回次ごとに実施していた会計管理者への売上金納付を，一節ごとに細分化し，現金出納員口座での留保期間を短縮した。

現金払出しに伴うリスクを排除し，事務の透明性と客観性を高め

るため，ネットバンキング化など不正が行えないようなシステム導入の検討を進めている。

(2) 全庁的な事務処理の適正な執行に向けた措置

令和８年６月１０日付で会計管理者から全庁に対し「公金管理体制の点検・見直し」が通知され，管理監督職員によるチェック体制の再点検を実施した。

(3) 損害回復に向けた措置

令和８年１０月２６日付で公金亡失による損害額全額について，被疑者である元職員と債務承認弁済契約を締結した。